

和歌山大学システム工学部入試判定会議規程

制 定 平成23年11月17日

法人和歌山大学規程 第1234号

最終改正 令和6年5月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学システム工学部教授会規程（以下「教授会規程」という。）第9条第5項の規定に基づき、和歌山大学システム工学部入試判定会議（以下「学部入試判定会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 学部入試判定会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3年次編入学（推薦入学入試、一般編入学入試）合格者判定に関すること。
- (2) 推薦入試合格者判定に関すること。
- (3) 一般入試（前期・後期）合格者判定に関すること。
- (4) 再入学試験合格者判定に関すること。

(組織)

第3条 学部入試判定会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 学部長補佐
- (4) 学部長が指名する教授 若干名

(議長)

第4条 学部入試判定会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、副学部長（入試・広報委員長）がその職務を代行する。

(議事)

第5条 学部入試判定会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 学部入試判定会議が必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月17日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1832号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年3月10日から適用する。

附 則（令和6年5月9日一部改正：法人和歌山大学規程第2756号）

この改正規程は、令和6年5月9日から施行し、令和6年5月1日から適用する。